

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和5年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和5年3月31日

宮城県監査委員 高 橋 伸 二
宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加 里
宮城県監査委員 吉 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○総務部	
地方機関	
大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）	1月25日
仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む）	1月19日
○復興・危機管理部	
地方機関	
消防学校	3月16日
環境放射線監視センター	2月8日
○環境生活部	
地方機関	
保健環境センター	1月16日
○保健福祉部	
本庁	
子ども・家庭支援課	2月9日
地方機関	
仙南保健福祉事務所	1月11日
東部保健福祉事務所	1月18日
東部保健福祉事務所登米地域事務所	1月18日
気仙沼保健福祉事務所	1月11日
子ども総合センター	3月8日
東部児童相談所	3月7日
リハビリテーション支援センター	2月16日
○経済商工観光部	
地方機関	
大河原地方振興事務所	1月25日
仙台地方振興事務所	2月16日
北部地方振興事務所	2月20日
東部地方振興事務所	1月13日
気仙沼地方振興事務所	1月10日

白石高等技術専門校	2月17日
仙台高等技術専門校	2月10日
大崎高等技術専門校	2月2日
石巻高等技術専門校	3月16日
気仙沼高等技術専門校	3月16日
○農政部	
地方機関	
農業大学校	2月3日
農業・園芸総合研究所	2月3日
病虫害防除所	1月18日
仙台家畜保健衛生所	2月7日
○水産林政部	
地方機関	
林業技術総合センター	2月20日
○土木部	
地方機関	
大河原土木事務所	2月15日
仙台土木事務所	2月16日
北部土木事務所	2月7日
北部土木事務所栗原地域事務所	2月8日
東部土木事務所	1月18日
気仙沼土木事務所	2月21日
仙台地方ダム総合事務所	1月27日
大崎地方ダム総合事務所	2月13日
栗原地方ダム総合事務所	2月2日
○出納局	
本庁	
会計課, 会計指導検査室	2月27日
○教育庁	
地方機関	
仙台教育事務所	1月19日
北部教育事務所	2月2日
東部教育事務所	2月2日
総合教育センター	2月27日
図書館	2月28日
美術館	2月17日
松島自然の家	3月16日
志津川自然の家	2月8日
多賀城跡調査研究所	2月28日
東北歴史博物館	3月16日
仙台第一高等学校	2月7日
塩釜高等学校	2月13日
角田高等学校	3月8日
気仙沼高等学校	2月20日
仙台二華高等学校	2月16日

仙台二華中学校	2月16日
仙台三桜高等学校	2月9日
古川黎明高等学校	3月2日
古川黎明中学校	3月2日
松島高等学校	2月1日
名取高等学校	3月8日
村田高等学校	2月6日
涌谷高等学校	2月10日
佐沼高等学校	2月10日
志津川高等学校	3月8日
泉高等学校	3月7日
中新田高等学校	2月13日
仙台向山高等学校	3月7日
名取北高等学校	1月12日
松山高等学校	3月1日
仙台西高等学校	1月26日
泉館山高等学校	2月6日
宮城広瀬高等学校	3月16日
利府高等学校	2月21日
石巻西高等学校	1月4日
仙台東高等学校	2月10日
富谷高等学校	3月7日
宮城野高等学校	1月18日
蔵王高等学校	1月18日
迫桜高等学校	3月9日
東松島高等学校	2月27日
農業高等学校	2月9日
黒川高等学校	2月6日
伊具高等学校	1月23日
小牛田農林高等学校	3月16日
南郷高等学校	2月8日
気仙沼向洋高等学校	3月16日
石巻工業高等学校	1月12日
大河原商業高等学校	2月7日
一迫商業高等学校	3月16日
第二工業高等学校	3月3日
聴覚支援学校	3月9日
船岡支援学校	1月31日
西多賀支援学校	2月10日
古川支援学校	2月13日
名取支援学校	2月7日
支援学校小牛田高等学園	2月16日
利府支援学校	2月28日
支援学校女川高等学園	2月8日

○警察本部

地方機関

仙台中央警察署	2月13日
仙台南警察署	1月30日
泉警察署	2月20日
塩釜警察署	1月20日
石巻警察署	1月13日
気仙沼警察署	2月7日
登米警察署	2月28日
河北警察署	2月20日
古川警察署	2月7日
鳴子警察署	2月27日
岩沼警察署	2月20日
白石警察署	2月14日

2 監査委員の除斥

会計課、会計指導検査室の監査に当たり、吉田計監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥としました。

3 監査結果

令和3年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合规性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 大河原県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
 - 現年度分 71,905,698 円
 - 過年度分 203,294,239 円
 - 合 計 275,199,937 円
- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 75,180,524 円
 - 過年度分 215,648,384 円
 - 合 計 290,828,908 円

(2) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
 - 現年度分 93,393,198円
 - 過年度分 163,352,552円
 - 合計 256,745,750円
- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 238,950,118円
 - 過年度分 171,685,216円
 - 合計 410,635,334円

(3) 保健環境センター

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

特殊ガス購入代金（令和3年6月分及び7月分）について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 6件
- ・金額 72,897円

(4) 子ども・家庭支援課

児童養護施設等入所負担金の徴収事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

児童養護施設等入所負担金は、国の徴収金基準額表に準じて県の児童福祉法施行細則を定めてこれにより徴収しているが、国の改正に伴う県施行細則の改正を長期にわたり行っていなかったもの。

これにより、県施行細則が改正されるまでの期間、徴収済負担金の一部に誤りが生じていたもの。

- ・期間
 - (1)障害児入所施設 令和元年6月1日から
令和4年6月30日まで
 - (2)児童養護施設 令和元年7月1日から
令和4年6月30日まで
- ・件数及び金額
 - (1)減額となるもの 件数 21件
金額 1,686,808円
 - (2)増額となるもの 件数 5件
金額 192,800円

(5) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
 - 現年度分 15,950,685円

- 過年度分 51,797,040円
- 合 計 67,747,725円
- ・令和2年度収入未済額
- 現年度分 11,950,729円
- 過年度分 44,653,914円
- 合 計 56,604,643円

(6) 東部保健福祉事務所

雑入（過誤払返納金）において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

生活保護扶助費過誤払返納金について、6か月以上の調定遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 66,180円

(7) 東部保健福祉事務所

委託契約において、引き続き予定価格を定めていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

予定価格調書の作成を省略できる少額の委託契約について、予定価格を定めていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・業務名 結核接触者健康診断及び結核登録者に対する管理検診業務

(8) 仙台地方振興事務所

給料及び諸手当において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

会計年度任用職員の給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 2件
- ・金額 218,504円
- ・支給定日 令和3年8月20日
- ・支給日 令和3年8月30日

(9) 東部地方振興事務所

委託契約において、定められた期日までに履行確認が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

完了検査について、支払遅延防止法に規定する検査の時期を超過し、かつ年度内に履行確認を行っていないもの。

- ・協定業務名 石巻線鹿又・曾波神間曾波神排水路新設工事
- ・業務完了報告書收受年月日 令和3年3月11日
- ・履行確認期限 令和3年3月22日
- ・検査検収年月日 令和3年4月1日

(10) 気仙沼地方振興事務所

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

図書購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 2件
- ・金額 2,835円

(11) 北部土木事務所

工事請負契約において、引き続き承認手続きが行われていない設計変更契約が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・工事名 令和2年度社道A17-201-A01号
大貫道路改良工事（改良）

(12) 東部土木事務所

道路占用料において、調定誤りにより不徴収及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 許可数量誤りによる調定誤りにより10万円以上の不徴収が発生したもの。
 - ・件数 1件
 - ・不徴収額 570,898円
- 2 還付遅延による還付加算金が発生したもの。
 - ・還付加算金 2,600円

(13) 会計課，会計指導検査室

歳入歳出外現金において、内部統制の整備上の重大な不備が認められたので、今後、適切な措置を講じた上で、再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- 1 職員給与等所得税について、長期間にわたり発生原因が明確でない20,028,646円の不足額が生じているもの。事の重大性の認識不足や不適切な組織管理等により、当該事案に係る対応が適切に行われてこなかったもの。また、この間、歳計現金における不明金の繰り越しなど、不適切な事務処理も認められた。
- 2 教育庁における再任用短時間職員等に係る社会保険料について、事務処理の誤りにより2,108,134円の余剰額が生じているもの。

(14) 図書館

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

図書資料の購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったものの。

- ・件数 17件
- ・金額 1,041,229円

(15) 美術館

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 125,912円
- ・支給定日 令和3年7月21日
- ・支給日 令和3年8月19日

(16) 美術館

委託料において、所得税の延滞税の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和元年度の委託業務について、所得税の納付遅延に伴い延滞税が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・延滞税 1,000円

(17) 志津川自然の家

会計年度任用職員の休暇において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の病気休暇について、90日満了以降は休職とすべきところ、錯誤により180日まで承認をしたもの。それに伴い、本来は支給されない12月期期末手当及び給与の支払いが発生したものの。

(18) 気仙沼高等学校

諸手当において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

再任用職員の令和3年12月期勤勉手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。

- ・件数 2件
- ・金額 288,638円
- ・支給定日 令和3年12月10日
- ・支給日 令和4年2月21日

(19) 村田高等学校

私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

複数の私費会計において、虚偽の会計書類の作成、金融機関届出印の不正使用など、私的流用及び関係書類の不適正管理があったもの。

- ・期間 令和2年5月から令和4年3月まで
- ・私的流用 件数 5件
金額 2,525,512円
- ・通帳の不適正管理 4件

※今回同様の案件は、これまでも繰り返し発生していることから、改めて、私費会計に係る内部統制の更なる整備について、教育委員会として強力に取り組まれない。

(20) 泉館山高等学校

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

コピー用紙購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 51,865円

(21) 名取支援学校

給料及び諸手当において、正当債権者の確認不足及び支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料及び諸手当について、正当債権者を確認せず誤った口座へ支給したことにより、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 1件
- ・金額 70,189円
- ・支給定日 令和3年5月21日
- ・支給日 令和3年5月27日